

平成16年3月29日

規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法及び政令の定めるところによる。

(証明書の様式)

第3条 法第24条第2項において準用する法第7条第1項の規定による証明書は、土地立入証（様式第1号）とする。

(宅地造成等に関する工事の許可の申請書の添付書類)

第4条 省令第7条第1項第12号及び同条第2項第10号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 申請に係る土地の区域の求積平面図
- (2) 工事主に係る主たる取引金融機関の預金残高証明書又は融資証明書
- (3) 工事主が、法人の場合にあっては最近3事業年度の法人税及び法人事業税の納税証明書並びに事業経歴書、個人の場合にあっては最近3年度の所得税の納税証明書
- (4) 工事施行者の登記事項証明書、事業経歴書及び工事施行者が建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けていることを証する書類
- (5) 法第12条第2項第4号の規定により同意を得た者の印鑑証明書
- (6) 申請に係る土地の登記事項証明書
- (7) 申請に係る土地の地籍図の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(排水施設の基準)

第5条 政令第16条第1項第3号の排水施設の^{きよ}管渠の勾配及び断面積は、次の各号に掲

げる区分に応じ、当該各号に定める数値により算定した雨水その他の地表水又は地下水の流量を、支障なく流下させることができるようなものでなければならない。ただし、土地の規模、地勢その他周辺の状況により市長が相当と認める場合は、この限りでない。

(1) 10分間降雨量 15ミリメートル

(2) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める流出係数

ア 宅地 0.9

イ 農地 0.7

ウ 草地 0.6

エ 林地 0.5

(擁壁の設置の緩和)

第6条 河川、池沼、公園、緑地その他これらに類する場所に接する崖面については、政令第8条の擁壁の設置に代えて、次に掲げる工法によることができる。

(1) 石積工

(2) 編^{さく}柵工

(3) 筋工

(4) 積苗工

(5) 前各号に掲げる工法に準ずる工法

(国又は都道府県等との宅地造成等に関する工事についての協議)

第7条 国又は都道府県、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市（以下「都道府県等」という。）は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第15条第1項の規定による協議をしようとするときは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書（様式第2号）に省令第7条第1項各号（第8号、第9号及び第11号を除く。）に掲げる書類のほか、第4条各号（第2号及び第3号を除く。）に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 国又は都道府県等は、土石の堆積に関する工事について、法第15条第1項の規定による協議をしようとするときは、土石の堆積に関する工事の協議申出書（様式第3号）に省令第7条第2項各号（第6号、第7号及び第9号を除く。）に掲げる書類のほか、第4条各号（第2号及び第3号を除く。）に掲げる書類を添付して市長に提出しなけれ

ばならない。

- 3 市長は、第1項又は前項の協議申出書の提出があったときは、その内容を調査し、適当と認めるときは、協議同意通知書（様式第4号）により当該申出者に通知する。

（宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出）

第8条 法第16条第2項の規定による届出は、宅地造成等に関する工事の変更届出書（様式第5号）を提出することにより行わなければならない。

（国又は都道府県等との宅地造成等に関する工事についての変更協議）

第9条 国又は都道府県等は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定による協議をしようとするときは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書（様式第6号）に省令第7条第1項各号（第8号、第9号及び第11号を除く。）に掲げる書類のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して市長に提出しなければならない。

- 2 国又は都道府県等は、土石の堆積に関する工事について、法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定による協議をしようとするときは、土石の堆積に関する工事の変更協議申出書（様式第7号）に省令第7条第2項各号（第6号、第7号及び第9号を除く。）に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して市長に提出しなければならない。

- 3 第7条第3項の規定は、第1項及び前項の変更協議申出書について準用する。

（宅地造成等に関する工事の定期の報告）

第10条 省令第48条第1項の報告書は宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（様式第8号）とする。

- 2 省令第48条第2項の報告書は土石の堆積に関する工事の定期報告書（様式第9号）とする。

（宅地造成等工事規制区域内における工事等の届出の添付書類）

第11条 法第21条第1項の規定による届出をしようとする者は、省令第52条第1項又は第3項の届出書に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 法第21条第3項の規定による届出をしようとする者は、省令第55条の届出書に市

長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 3 法第21条第4項の規定による届出をしようとする者は、省令第56条の届出書に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(宅地造成等工事規制区域内における擁壁等に関する工事の届出の変更届出)

第12条 法第21条第3項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、宅地造成等に関する工事の届出の変更届出書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の工事中止等の届)

第13条 法第12条第1項の許可を受けた工事主は、工事を中止し、若しくは中止した工事を再開し、又は工事を廃止しようとするときは、速やかに宅地造成等に関する工事の中止・再開・廃止届(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(宅地造成又は特定盛土等に関する工事許可等証明書等の交付の申請)

第14条 省令第88条の書面の交付を受けようとする者は、宅地造成又は特定盛土等工事許可等証明申請書(様式第12号)又は宅地造成又は特定盛土等に関する工事でない旨の証明申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の宅地造成又は特定盛土等に関する工事でない旨の証明申請書には、省令第7条第1項の表に掲げる図面(位置図、地形図、土地の平面図及び土地の断面図に限る。)その他市長が必要と認める図書を添付しなければならない。

(書類の提出部数)

第15条 次に掲げる書類の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

- (1) 省令第7条第1項及び同条第2項の申請書
- (2) 省令第37条第1項及び第2項の申請書
- (3) 省令第52条第1項及び第3項の届出書
- (4) 省令第55条の届出書
- (5) 第7条第1項及び第2項の協議申出書
- (6) 第8条の変更届出書
- (7) 第9条第1項及び第2項の変更協議申出書
- (8) 第10条第1項及び第2項の定期報告書
- (9) 第12条の変更届出書

(10) 第13条の工事中止等届

(11) 前条第1項の宅地造成又は特定盛土等に関する工事でない旨の証明申請書

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年規則第2号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年規則第58号)

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則 (平成24年規則第19号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年規則第26号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)

により提出された書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による書類については、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和6年規則第14号)

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号。以下「改正法」という。)による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項本文(改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の許可を受けている者の宅地造成に関する工事に係る宅地造成に関する工事の変更許可申請書、宅地造成に関する工事の変更届出書、宅地造成

に関する工事の変更協議申出書、工事中止等届、宅地造成工事許可等証明申請書及び宅地造成工事許可標識については、改正後の和泉市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

様式第1号（第3条関係）

（表）

第号

土地立入証

職名

氏名

有効期限年月日まで

上記の者は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第24条第1項の規定による検査のため、他人の占有する土地に立ち入る権限を有する者であることを証明する。

年月日

和泉市長

印

6センチメートル

9センチメートル

（裏）

宅地造成及び特定盛土等規制法（抜粋）

（証明書等の携帯）

第7条 第5条第1項の規定〔基礎調査のための土地の立入り〕により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

（第2項省略）

3 前2項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（立入検査）

第24条（第1項省略）

2 第7条第1項及び第3項の規定は、前項〔宅地造成等に関する工事の立入検査〕の場合について準用する。

様式第2号（第7条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書

年 月 日

和 泉 市 長 あて

協議申出者職氏名

下記のとおり、宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項の規定による協議を申し出ます。

記

1	工事主住所氏名				
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒 経度： 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	ア 盛土又は切土の高さ	メートル			
	イ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	ウ 盛土又は切土の土量	切 土	立方メートル		
		盛 土	立方メートル		
	エ 擁壁	番号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	オ 崖面崩壊防止施設	番号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	カ 排水施設	番号	種 類	内 法 寸 法	延 長
			センチメートル	メートル	

キ	崖面の保護の方法	
ク	崖面以外の地表面の保護の方法	
ケ	工事中の危害防止のための措置	
コ	その他の措置	
タ	工事着手予定年月日	年 月 日
チ	工事完了予定年月日	年 月 日
ツ	工程の概要	
11	その他必要な事項	
12	申出代理者住所氏名	電話番号
《注意》 1 ※印のある欄は、記入しないでください。 2 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合は、「2」に○印を付し、かつ、資格を有することを証明するに足る資料をこの申出書に添付してください。 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください（複数選択可） 6 9 欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 7 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。		※ 受 付 欄

様式第3号（第7条関係）

土石の堆積に関する工事の協議申出書

年 月 日

和 泉 市 長 あて

協議申出者職氏名

下記のとおり、宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項の規定による協議を申し出ます。

記

1	工事主住所氏名		
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度： 度 分 秒 経度： 度 分 秒)
5	土地の面積		平方メートル
6	工事の目的		
7 工 事 の 概 要	ア	土石の堆積の最大堆積高さ	メートル
	イ	土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル
	ウ	土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル
	エ	土石の堆積を行う土地の最大勾配	
	オ	勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置	
	カ	土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置	
	キ	空地の設置	番号 空地の幅
			メートル
	ク	雨水その他の地表水を有効に排除する措置	

ケ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	
コ	工事中の危害防止のための措置	
サ	その他の措置	
シ	工事着手予定年月日	年 月 日
ス	工事完了予定年月日	年 月 日
セ	工程の概要	
8	その他必要な事項	
9	申出代理者住所氏名	電話番号
〈注意〉 1 ※印のある欄は、記入しないでください。 2 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 3 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 4 7 欄は、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 5 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。		※ 受 付 欄

様式第4号（第7条、第9条関係）

協議同意通知書

年 月 日

和泉市長 氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項（第16条第3項において準用する場合を含む。）
の規定により、下記の条件を付して協議に同意しましたので通知します。

1 工事をする土地の所在地及び地番	
2 工事主住所氏名	
3 協議同意番号	
4 協議同意対象行為	協議・変更協議
	宅地造成・特定盛土等・土石の堆積
5 協議同意期間	（自） 年 月 日
	（至） 年 月 日
6 条件	

様式第 5 号（第 8 条関係）

宅地造成等に関する工事の変更届出書

年 月 日

和 泉 市 長 あて

住 所

届出者

(工事主) 氏 名

〔法人の場合は、その名称、主たる事
務所の所在地及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法第 16 条第 2 項の規定に基づき、宅地造成等に関する工事の変更
について、下記により届け出ます。

記

変 更 内 容	
変 更 理 由	
許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号

届 出 代 理 人 住 所 氏 名	電話番号
-------------------	------

注1 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 許可証の写しを添付してください。

また、これまでに変更許可申請、変更届出等の
手続を行っている場合は、その変更許可証、変更
届等の写しも添付してください。

3 代理人が申請手続をする場合は、委任状が必要
です。

※受付欄

様式第6号（第9条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書

年 月 日

和 泉 市 長 あて

協議申出者職氏名

下記のとおり、宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第3項において準用する同法第15条第1項の規定による協議を申し出ます。

1	工事主住所氏名				
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒 経度： 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	ア 盛土又は切土の高さ	メートル			
	イ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	ウ 盛土又は切土の土量	切 土	立方メートル		
		盛 土	立方メートル		
	エ 擁壁	番号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	オ 崖面崩壊防止施設	番号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	カ 排水施設	番号	種 類	内 法 寸 法	延 長
				センチメートル	メートル

	キ 崖面の保護の方法	
	ク 崖面以外の地表面の保護の方法	
	ケ 工事中の危害防止のための措置	
	コ その他の措置	
	サ 工事着手予定年月日	年 月 日
	シ 工事完了予定年月日	年 月 日
	ス 工程の概要	
11	その他必要な事項	
12	変更の理由	
13	協議同意番号	第 号
14	申出代理者住所氏名	電話番号
	《注意》 1 ※印のある欄は、記入しないでください。 2 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合は、「2」に○印を付し、かつ、資格を有することを証明するに足る資料をこの申出書に添付してください。 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください（複数選択可） 6 9 欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 7 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。	※ 受 付 欄

様式第7号（第9条関係）

土石の堆積に関する工事の変更協議申出書

年 月 日

和 泉 市 長 あて

協議申出者職氏名

下記のとおり、宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第3項において準用する同法第15条第1項の規定による協議を申し出ます。

1	工事主住所氏名		
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒 経度： 度 分 秒)	
5	土地の面積	平方メートル	
6	工事の目的		
7 工 事 の 概 要	ア 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
	イ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
	ウ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
	エ 土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	オ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置		
	カ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
	キ 空地の設置	番号	空地の幅
			メートル
ク	雨水その他の地表水を有効に排除する措置		

ケ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	
コ	工事中の危害防止のための措置	
サ	その他の措置	
シ	工事着手予定年月日	年 月 日
ス	工事完了予定年月日	年 月 日
セ	工程の概要	
8	その他必要な事項	
9	変更の理由	
10	協議同意番号	
11	申出代理者住所氏名	電話番号
《注意》 1 ※印のある欄は、記入しないでください。 2 3 欄は、未定の場合は、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 3 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 4 7 欄々は、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 5 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。		※ 受 付 欄

様式第8号（第10条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

年 月 日

和 泉 市 長 あて

住 所
氏 名

〔法人の場合は、その名称、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法第19条第1項の規定により、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書について次のとおり届け出ます。

1 工事主住所及び氏名				
2 工事が施行される土地の所在地				
3 工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号			
4 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告の時点における盛土又は切土の高さ	m	m	m	m
6 報告の時点における盛土又は切土の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
7 報告の時点における盛土又は切土の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
8 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況				
9 擁壁の床掘りを完了したときの状況				
10 鉄筋コンクリート擁壁の基礎配筋を完了したときの状況				
11 地下に埋設する集水管、 暗渠、管渠等の配置を 完了したときの状況				

注 1 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。

2 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに8欄から11欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第9号（第10条関係）

土石の堆積に関する工事の定期報告書

年 月 日

和 泉 市 長 あて

住 所
氏 名
〔法人の場合は、その名称、主たる事務所〕
〔の所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法第19条第1項の規定により、土石の堆積に関する工事の定期報告書について次のとおり届け出ます。

1 工事主住所及び氏名				
2 工事が施行される土地の所在地				
3 工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号			
4 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告の時点における土石の堆積の高さ	m	m	m	m
6 報告の時点における土石の堆積の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
7 報告の時点における堆積されている土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
8 前回の報告から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³

- 注 1 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
- 2 報告の時点における土石の堆積を行っている土地の状況（堆積する土石の高さ、確保すべき空地、地表水を排除する措置の状況、柵等の設置状況等）及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第 10 号（第 12 条関係）

宅 地 造 成 等 に 関 す る 工 事 の 届 出 の 変 更 届 出 書

年 月 日

和 泉 市 長 あて

住 所
氏 名
〔 法人の場合は、その名称、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成及び特定盛土等規制法第 21 条第 3 項の規定により届け出た宅地造成等に関する工
事を次のとおり変更したいので、届け出ます。

最 初 に 届 け 出 た 年 月 日	
工事が行われる 土地の所在及び 地番	
行おうとする工 事の種類及び内 容	
変 更 事 項	
変 更 理 由	

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

様式第 11 号 (第 13 条関係)

宅地造成等に関する工事の 中止・再開・廃止 届

年 月 日

和 泉 市 長 あて

住 所
工事主 氏 名
(法人の場合は、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名)

和泉市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第13条の規定により、
下記のとおり、届け出ます。

記

工 事 の 種 別	・宅地造成又は特定盛土等 ・土石の堆積	
工 事 進 捗 状 況		
中止 後の措置 廃止		
中止 再開 予定年月日 廃止	年 月 日	
許 可 年月日 及び番号	年 月 日 第 号	
中 止 再 開 理 由 廃 止		
※ 所 見 欄		※ 処 理
係員氏名	係員氏名	

注：1 ※印のある欄は記入しないでください。

2 該当事項を○印で囲んでください。

3 工事の中止期間においても法第十九条第一項の規定による報告は必要です。

様式第 12 号 (第 14 条関係)

宅地造成又は特定盛土等工事許可等証明申請書		
年 月 日		
和 泉 市 長 あて		
住 所		
申請者		
氏 名		
(法人の場合は、その名称、主たる 事務所の所在地及び代表者の氏名)		
(電話番号)		
宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定により、宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第12条第1項の規定に適合する 第15条第1項の協議が成立した } ことを証する書面の交付を申請します。 { 第16条第1項の規定に適合する }		
証 明 事 項	工事主の住所及び氏名	
	土地の所在及び地番	
	土 地 の 面 積	平方メートル
	許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
※ 証 明 欄	第 号	※手数料 円 収納済 係 員
	上記事項について証明します。 年 月 日 和泉市長	※和泉市受付欄
	※ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の 検査済証交付年月日 年 月 日	

申請代理人の住所 及び氏名	電話番号 ()
------------------	----------

注： ※印のある欄は記入しないでください。

様式第 13 号（第 14 条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事でない旨の証明申請書			
年 月 日			
和泉市長 あて			
住 所			
申請者			
氏 名			
(法人の場合は、その名称、主たる事 務所の所在地及び代表者の氏名)			
(電話番号)			
宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定により、宅地造成及び特定盛土等規制法 (以下「法」という。)第2条第2号に規定する宅地造成及び法第2条第3号に規定する特定盛土等 に関する工事でないことを証する書面の交付を申請します。			
1	工事主の住所及び氏名		
2	土地の所在及び地番		
3	土 地 の 面 積 平方メートル		
4	盛土又は切土をする土地 の面積 平方メートル		
5	崖 の 高 さ (最も高い部分) メートル		
6	工 事 予 定 期 間 年 月 日 ～ 年 月 日		
7	備 考		
※ 証 明 欄	第 号 上記については、法第 2 条第 2 号に規定する 宅地造成及び法第 2 条第 3 号に規定する特定盛 土等に関する工事でないことを証明します。 年 月 日 和泉市長	※	※手数料 円 収納済 係 員
		※ 市区・調区・他 都計施設 (内・外)	※和泉市受付欄

申請代理人の住所 及び氏名	電話番号 ()
------------------	----------

注： ※印のある欄は記入しないでください。

様式第 1 号（第 3 条関係）

（令 6 規則 1 4 ・全改）

様式第 2 号（第 7 条関係）

（令 6 規則 1 4 ・全改）

様式第 3 号（第 7 条関係）

（令 6 規則 1 4 ・旧様式第 4 号繰上 ・全改）

様式第 4 号（第 7 条、第 9 条関係）

（令 6 規則 1 4 ・旧様式第 5 号繰上 ・全改）

様式第 5 号（第 8 条関係）

（令 6 規則 1 4 ・旧様式第 6 号繰上 ・全改）

様式第 6 号（第 9 条関係）

（令 6 規則 1 4 ・旧様式第 7 号繰上 ・全改）

様式第 7 号（第 9 条関係）

（令 6 規則 1 4 ・旧様式第 8 号繰上 ・全改）

様式第 8 号（第 1 0 条関係）

（令 6 規則 1 4 ・追加）

様式第 9 号（第 1 0 条関係）

（令 6 規則 1 4 ・追加）

様式第 1 0 号（第 1 2 条関係）

（令 6 規則 1 4 ・追加）

様式第 1 1 号（第 1 3 条関係）

（令 6 規則 1 4 ・追加）

様式第 1 2 号（第 1 4 条関係）

（令 6 規則 1 4 ・追加）

様式第 1 3 号（第 1 4 条関係）

（令 6 規則 1 4 ・追加）